

令和2年 第10回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和2年10月15日(木) 午後1時30分 市役所北館1階 101・102 会議室

2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘
横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三
高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典
伊藤安子 小柳守弘

欠席 鈴木要

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 嶋田哲也 縣弘之
吉山和志 富永幹人 加茂真也 刑部智美
山下文彦(農林水産担当部長)

4.審議事項

- 第71号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第72号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
- 第73号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第74号議案 計画変更承認申請について
- 第75号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第76号議案 非農地証明について
- 第77号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第78号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第79号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

- 報第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第65号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第66号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第68号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
- 報第69号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第70号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和2年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが定数24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

欠席いただいておりますのは、議席番号24番の鈴木要委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。

冒頭でございますが、1週間前くらい前ですか、台風14号ですか。台風14号、当初、南九州辺りからぐっと右に曲がって紀伊半島沖、もしくは左寄りを通ると遠州沖に上陸も可能というような予報が出ていて大変心配をいたしました。が、どんどん、どんどん、右、右、南、南と折れていきまして、ほぼ台風の影響がないような形で通り過ぎていきましたので、この辺は大変ホッとしております。

ちょっと話は農業関係に戻りますが、今年は7月の長雨、8月の猛暑、浜松は日本一の記録を出してしまいましたが、このような形で田んぼ水田の方も、初めの方の早くとった8月の末、9月の人たちはそこそこよかったんですが、後半の9月の末から10月にかけては本当に各地区でウンカの被害が多く、大変な近年ないウンカの被害ということで、全く農業関係ない人も田んぼの方にいろんな形で大変ですね、と言ってしまいうくらい心配された状態でございますが、今日来るときにバーッと見てきましたが、ほぼほぼ田んぼの方も刈ってございまして、まあこれ以上刈ればウンカはひどくなりませんが、かなり被害があった方は私も含めましてお見舞い申し上げたい、とそういう風に思っております。

その中で今年はコロナで始まりまして、大変なことがございましたが、2つ3つ皆様方にご報告をしたいなということがございます。

まず、人・農地プランですね。私、人・農地プランうまくいって、うまく浜松の農業がいけばいいなあとと思って力込めてやっていたわけなんです。が、コロナの影響でこないだまでプレをやって人・農地プランの話し合いをしたわけなんです。が、さて10月からしっかり募集という人を寄せてやろうという矢先に、やはりコロナの影響でちょっと待てよということになりまして、後程最後になりますが、担当の方から報告がございまして、まず1回人を寄せてやるというのを延期にいたしまして、その分をホームページを立ち上げて、そこにいろんなご意見をもらうというような形をとっていきたいと思いますので、また担当の方から説明を聞いて詳しいやり方をお願いしたいと思います。私としては、人が集まっているいろいろ話をしながら、瓢箪から駒ではございませんが、いろんな意見が出たり、こりやダメだね、これやろうね、というようなことを期待をしてた矢先に人が集まれないというのは、大変残念ではございますが、いずれコロナの方も沈静化してきたらまた人を集めて、そのような人・農地プランを進めていきたいな、とそういう風に思っております。

その次ですが、もう一つ、これもコロナの関係になりますが、例年やってます1月の親睦会でございます。1月の親睦会、今年はやはりコロナの影響というかコロナ禍の波の中でございますので、ちょっと延期と。私は延期という風に、中止じゃなくて延期と、1月は延期。なぜかと言いますと、やはり3年間の任期の最後の年、最後の半年ということになりますので、ぜひいろんな苦労話から慰労を兼ねて懇親会をやってみたいなと思っておりますが、1月についてはちょっと中止という形をとりたいと思っております。またこれも報告があると思っております。

その中で一つだけ、ちょっとだけですよ、明るい話題といたしましては、皆様のお手元の方にもありますが、西部地区の農業委員会の研修会開催でございますが、今年は「行列のできる法律相談所」とか朝の情報番組等で活躍しております、菊池弁護士という、まあ本当に人柄のよさそうな弁護士の方をお招きいたしまして、来年の令和3年1月29日に可美の総合センターで開催するという運びになりました。やはり、いろんな学者の先生方やいろんな話を聞くのもこれも確かにいい話だなと思っておりますが、やはりそういうプロの難しい話をするよりも、ちょっと農業に絡めた法律相談的なもの、昨年は農業に絡めた天気というような形で、ちょっと視点を変えまして、こういう風な形で研修をするのもいいんじゃないかなということで、みなさんお気づきだと思いますが、昨年からちょっと方向変換をいたしまして、このような著名な方をお招きいたしまして、皆さんがぜひ聞いてみたいというような形で、やっぱ出席率も大事だなと思っておりますので、そういう形でこのような方をお招きをいたしまして講演をいただく、という形をとっていきたいと思っております。ぜひみなさん調査会へ帰った時には、調査員の皆さん、推進委員の皆さんを含めまして、全員で参加するくらいのつもりでやっていきたいなあ、とそういう風に思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

簡単な挨拶と嘆き節ばっかになってしまいました。コロナに負けないように私たちの活動、遅延遅滞は許されませんので、コロナを上手に利用はできませんけれど、上手にかいくぐってやっていきたいなあ、とそういう風に思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。簡単でございますが挨拶と代えさせていただきます。

会 長 それでは、只今から、令和2年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

議 長 それでは、議席番号14番、藤村猪三委員、議席番号15番、高井孝平委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第71号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それではお手元の議案1ページをご覧ください。第71号議案は「農地法第3条の規定による許可について」でございます。事務局から説明いたします。

縣 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号178番外12件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が8件、贈与に係る案件が3件、賃借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が1件でございます。

それでは説明いたします。

議案 1 ページ、地区「神久呂」、整理番号 180 番をお願いします。譲受人は平成 29 年 8 月に新規就農した ████████ さん、48 歳でございます。██████ さんは大久保町、伊左地町でブルーベリーを栽培しておりますが、この度、経営の安定化を図るためこれまで利用権で借りていた申請地を購入し、引き続きブルーベリーを栽培していく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 189 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町福長の ████████ さん、23 歳でございます。これまで、譲渡人の ████████ さんが耕作をしていましたが、今回、後継者である孫の ████████ さんに経営農地を生前贈与したく申請にいたったものでございます。申請地は、北区三ヶ日町岡本・只木・福長地内の田および畑、合計 17 筆で、引続き水稻、みかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 調査会で協議をしましたけど、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 神久呂地区、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 すみません、ちょっと私から。言われた時に自分の地区名をちょっと言っていたいただいてもらいたいと思います。番号言わないもんですから、地区名だけお願いしたいと思います。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区、調査会で協議しましたが、こちらの案件が先月お話ししました営農型太陽光の下でブルーベリーを作付けするというものです。184 番に出ている ████████ の代表の方が ████████ から来ていただきまして、作付け方法ですとかいろいろ説明していただきました。地元の浜松のブルーベリー生産者の方にも話を聞くなど、いろいろと情報収集などなさっているという説明を聞きました。その結果問題なしということで承認しました。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区、調査会で協議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 細江調査会で審議した結果、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐調査会、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会、議論・審議いたしました。問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(森島委員 挙手)

議 長 森島委員。

森 島 袴田さんのところで大変ご苦勞なさってブルーベリーの取り組みのご審議をいただいたという風に思うんですが、私どものところの同じ案件とのかかわりがございますので少し伺いたいと思います。浜北では、苗が十分ないという話をしておりましたので、それはダメだよというような議論をしたんですが、袴田さんのところでは苗の確保は十分できましたかね。

袴田博 その件についても質問したんですが、現物を私が目でチェックしたわけじゃないので本当かどうかということまではわからないんですけども、質問をしたところ植える計画の本数、2 年物の苗が用意できているという風に言っていました。

森 島 はい、わかりました。

議 長 その他ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第71号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第72号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案5ページをご覧ください。第72号議案は「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」でございます。事務局から説明いたします。

縣 今月の申請は、地区「春野」、整理番号7番の1件でございます。

この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に指定する申請となります。手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。

それでは、地区「春野」、整理番号7番を説明いたします。申請者は、名古屋市から天竜区春野町和泉平に令和2年4月から移住している■■■■さんです。■■■さんは、今まで転勤により徳島、大阪、名古屋などで生活をしていましたが、65歳の退職を機に夫妻で春野町へ永住を決意しました。徳島で少しだけお茶の栽培に関わった以外は、ほぼ新規就農であり、今回、宅地と隣接する畑と茶園を取得し、地元の人たちの助言を受けながら、ネギとお茶の栽培を行っていく予定です。総会で承認いただけたら、申請地である春野町和泉平■■■、■■■の区域について、下限面積を春野地区の基準である2,000㎡から1,037㎡とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは、ご意見等もないようですので、第 72 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 73 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。第 73 号議案は「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。事務局から説明いたします。

縣 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 74 番外 3 件でございます。

転用目的別の内訳は、住宅関連が 1 件、太陽光発電が 1 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 3 種農地が 3 件でございます。

なお、駐車場の申請について、その申請地が経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている土地ではないことを、最新の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区、協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区、地区調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 73 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 74 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。第 74 号議案は「事業計画変更承認申請について」でございます。事務局から説明いたします。

縣 今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件、許可目的を変更する「目的変更」が 1 件でございます。

地区「庄内」、整理番号 6 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である成年被後見人の■■■■さん、承継者である■■■■でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の転用事業者は、昭和■■年■■月■■日に農地法第 5 条の許可を受けて、自己用住宅を建築予定でしたが、親が体調を崩し介護が必要になりました。その後、介護を続けながら体調が回復することを待っていましたが、回復することもなく、実家に入り面倒をみることになったため、未着工のまま現在に至っております。承継者である■■■■は、■■■■に本社を置き、申請地に太陽光発電設備の設置を計画したものでございます。農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地の 566 m²と別件 5 条同時申請地 946 m²を併用し、太陽光発電設備を設置するもので、配置計画からみて転用面積は適当と認められます。面積が変更しておりますのは、国土調査による成果のためによるものでございます。申請地の敷地ですが砕石敷で外周にはメッシュフェンスを設置し、雨水排水は自然浸透の計画となっており、隣接地には農地がないため、周辺農地への影響はないものと思われま。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 16 ページ整理番号 821 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして地区「赤佐」、整理番号 7 番について説明いたします。申請人は、現在、高林三丁目に住む■■■■さん 80 歳、■■■■さん 76 歳の夫婦でございます。申請地は浜松市立赤佐小学校から南へ約■■■m のところに位置する農地です。面積が減少しておりますのは、こちらも国土調査による成果のためによるものでございます。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、昭和■■年■■月■■日に農地法第 5 条の許可を受け、自己用住宅を建築する予定でしたが、家庭の事情により、建築するタイミングを失い、転用目的が実行されるには至りませんでした。その後、今の時代にあっては、住宅を建てるには狭すぎるということで、近隣住民のための駐車場に、目的を変更するものでございます。

整理番号 6 番、7 番につきまして、当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みがあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 74 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第75号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案11ページをご覧ください。第75号議案は「農地法第5条の規定による許可について」でございます。事務局から説明いたします。

嶋 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号794番外73件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が2件、自己用住宅関連が37件、事業用の建物関連が8件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が8件、一時転用が8件、太陽光発電が10件、営農型太陽光発電が1件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用区域域内農地が6件、第1種農地が5件、第2種農地が14件、第3種農地が49件でございます。なお、是正案件は、804番,808番,829番,835番,851番の5件でございます。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案12ページ、地区「中ノ町」、整理番号798番をお願いします。東区白鳥町の田、畑23筆合計19,108㎡について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。近年、受注が増加し、既存営業所の拡張を計画しましたが周囲の状況から困難であるため、申請地へ新たに倉庫を設け、更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市東区役所から東へXXXXmに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、東区役所を中心に半径1km以内の、宅地面積の割合が40%を超える区域の農地であることから、第2種農地であると判断いたしました。事業計画は、倉庫、49台収容の従業員・事業用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案12ページ、地区「中ノ町」、整理番号799番をお願いします。東区中里町の田7筆、7,623㎡について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。業績の向上に伴い、XXXXXXXXXXの浜松営業所を拡張したいのですが、周囲が住宅に囲まれ拡張する場がなく、また、10m級の鋼材を運搬するトレーラーの進入が可能な申請地に移転したく、申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市東区役所の南東約XXXXmに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、東区役所を中心に半径1km以内の、宅地面積の割合が40%を超える区域の農地であることから、第2種農地であると判断いたしました。本転用事業は、工場、25台収容の従業員・来客用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については

敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「中ノ町」、整理番号 800 番をお願いします。東区中里町の田 4 筆、5,396 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] [REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の受注に対応すべく、[REDACTED] の浜松東営業所を拡張したいのですが、周囲は住宅に囲まれ拡張の余地がないため、今回申請地に新拠点を構えたく申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市東区役所の南東約 [REDACTED] m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、東区役所を中心に半径 1km 以内の、宅地面積の割合が 40%を超える区域の農地であることから、第 2 種農地であると判断いたしました。本転用事業は、倉庫、49 台収容の従業員・事業用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区「湖東」、整理番号 813 番をお願いします。西区佐浜町の畑 7 筆、3,518 m²について、農業用倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] [REDACTED] に事務所を置く、農地所有適格法人です。農作物の出荷量が増えたため、人員を増やし、農作物の選別、梱包作業場、また、コンテナなどの資材置場を確保したく申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市立湖東中学校から西南へ約 [REDACTED] m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、農用地区域内農地ですが、農用地区域内の農地の転用につきましては、立地基準において原則不許可とされておりますが、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地を農地以外のものにしようとするときは、例外的に許可できるとされております。本転用事業は、農業用倉庫、農作業所、5 台収容の事業用駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地の汚水排水施設はなく、雨水排水は敷地内に 4 ヶ所浸透柵を設置し、施設進入路には側溝を設置し道路側溝へ放流する計画であること、東側法面は緑地として管理することから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の適合を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 19 ページ、地区「三方原」、整理番号 846 番をお願いします。北区大原町の畑 5 筆、9,481 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]

に本社を置き、[]を営む法人です。受注増加により既存の倉庫では不足するため、取引先の工場に近い申請地に倉庫を新設し、今後の更なる受注増加に対応したく、申請にいたったものでございます。申請地は、三方原協働センターの北東約 []m に位置する農地です。農地区分につきましては、申請地の内、大原町 []、[]は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。また、[]、[]、[]は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。第 1 種農地の不許可の例外規定として、申請地に隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するとき、宅地や雑種地等の他の地目の土地や、第 2 種農地、第 3 種農地を含む全体面積に対し、第 1 種農地の占める割合が 3 分の 1 を超えない場合に許可することができるとされております。本申請では、全体面積 9,481 m²に対し、第 1 種農地の面積は 1,896 m²とその割合が 3 分の 1 を超えないため、不許可の例外規定に該当するものであります。本転用事業は、倉庫、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入し既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

なお、資材置場・駐車場の申請について、その申請地が経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている土地ではないことを、最新の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。

議長 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

5,000 m²以上が 3 つ出たものですが、1 件ずつ違う案件でございますので、1 つずつしっかり調査、協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区、調査会において問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 地区湖東、協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 庄内地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 芳川・飯田地区の調査会において、問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区、調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 細江地区 2 件、協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐地区調査会、別段問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会、協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区、協議いたしました。結果問題はありませんでした。

1 点ですね、後で議案が終わった後で発言いたしますが、赤佐の 863 番については、ちょっと皆さん方にご紹介したいと思います。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 松島会長がご報告をなさった大型の [] に係わる倉庫です。やっぱり、2 町歩近いもの、それから 7 反、5 反というような規模です。私、このこと自体がダメだという風には言いませんけれども、問題なのは、浜松市における農業生産の基盤がね、こういう形で失われていくということについては、やっぱり私たち問題意識を持った方がいい。やっぱり法律で、認めざるを得ない部分があるとすれば、それと同じように、生産基盤が失われた部分についてはどのように次の手を打つかというのは大事な行政の仕事だと思うので、そこは農業委員会として、法律上の問題はなくても、そういう観点で物を見ていく必要があるという風に思います。

それからもう 1 点。ちょっと私、事務局に確認しながら話をさせていただきますので、三方原

の846番です。■■■■さん、これ浜北で駐車場の一件起こした会社だよ。そういう、まあ悪質業者ってあってそこまで言いませんが、問題を起こした業者があったとすれば、問題があったというか、法律上の問題かどうかは別として、少なくとも駐車場で申請を出してコロナの状況の中で駐車場がいなくなったんだと、だから太陽光発電にしたんだ、っていう論理展開をされてきた会社ですよ。この会社があえてまたこういう風な形で、コロナの中で物流のための倉庫、駐車場が必要だという風にいう論理的な乖離とっていいと思うんだけど、そこについての浜北で行われたことと、今度三方原でやられることの論理的な整合性みたいなものは、事務局の中で議論されたのか、あるいは共有されたのか。共有されてないとすれば共有されてないで結構だもんで、その経過だけちょっと教えてもらえます。

議長 事務局、今の件につきまして。

石田 北部農地利用グループの石田でございます。先ほど森島委員の方から指摘がございました浜北の件につきましての情報は得ておりまして、事務局として検討はしております。今回のものは、駐車場ではなくて倉庫ということで除外から上がっているものですので、そちらの方で内容の審査をしてですね、受理をしたという経緯でございます。

(森島委員 挙手)

議長 森島委員。

森島 まあ、三方原の調査員の方々も、事務局の方々も、そういう辺りについては積極的に議論していただいたということでしょうから、私これ以上は言いませんが、やっぱりね、問題を起こした企業については、例えばここで皆さん方で共有できるような方策っていうのは取れないものかなあ。これ、会長にお願いしておきますが、できるだけみんな共有した方がいいと思います。以上です。

議長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第75号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第76号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案23ページをご覧ください。第76号議案は「非農地証明について」でございます。事務局から説明いたします。

嶋田 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号26番外3件でございます。

それでは説明いたします。

地区「細江」、整理番号26番、申請地は東名高速道路舘山寺スマートインターチェンジの北西約■■■mに位置します。昭和48年に売買する計画がありその後、現在にいたるまで耕作しておらず、隣接する山林に侵食される形で次第に山林化したものです。

続きまして地区「三ヶ日」、整理番号27番、申請地は浜松市立平山小学校の西約■■■mに位置します。昭和56年に自宅の建替えの際、隣接する所有農地と一体で住宅敷地として利用

され、現在にいたります。

続きまして地区「佐久間」、整理番号 28 番、申請地は東海旅客鉄道飯田線下川合駅の北西約 ■m に位置します。昭和 22 年に隣接地と一体で住宅敷地として利用され、現在にいたります。

地区「佐久間」、整理番号 29 番、申請地は浜松市立龍山図書館の北東約 ■m に位置します。昭和 39 年に隣接地と一体で住宅敷地として利用され、現在にいたります。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 76 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 77 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 25 ページをご覧ください。第 77 号議案は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。事務局から説明いたします。

嶋 田 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区「北浜」、整理番号 3 番の 1 件でございます。被相続人は、令和 ■年 ■月 ■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、浜北区上善地で被相続人と同居されていた、子の■■■■さん、61 歳です。申請地は、浜北区上善地■■■■の田、801 m²です。令和 2 年 9 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 77 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 78 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利

用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。第 78 号議案は「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。事務局から説明いたします。

嶋田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 26 番外 3 件でございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「三方原」、整理番号 29 番、北区東三方町 [] についてご説明いたします。被相続人は、平成 [] 年 [] 月 [] 日に亡くなられた、[] さん。相続人は、北区東三方町にお住いの、子の [] さん、76 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 4,620 m²です。現地調査をした結果、植木、びわ、ねぎが耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 26 番、27 番、28 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 78 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 79 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

鈴木智 議案 29 ページをご覧ください。第 79 号議案は「農用地利用集積計画の決定について」でございます。事務局から説明いたします。

刑部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 7 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 10 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 444 筆、449,738.02 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 7 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 36 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、37 ページから 39 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。新規就農の [] さんです。農業に興味を持ち、認定農業者の [] さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。浜北区中瀬 [] ほか 1 筆の畑、計 2,550 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、18 ページの 27 番、28 番、19 ページの 29 番、30 番をご覧ください。[] さんです。

認定農業者の ████████ さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。天竜区横山町 ████████ ほか3筆の畑、計3,246㎡を借り受け、茶の栽培を予定しております。

次に、17ページ、18ページの15番から26番、31ページ、33ページ、34ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が52筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第79号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第64号から第70号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 (報告)

議長 只今の報告事項等につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 次に、本日は静岡県から「獣害対策のための地区アンケート調査」の実施について依頼があるということですので、西部農林事務所の担当者から説明をお願いします。

西部農林 ・「獣害対策のための地区アンケート」について

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いをいたします。

森 島 ・建設業の一時転用(調査会)について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いをいたします。

河 村 ・人・農地プランの今後の進め方について

鈴木智 ・トビイロウシカの被害について

齋 藤 ・義援金のお礼

・新年親睦会の延期について

・西部地区農業委員会研修会の開催について

鈴木智 今後の会議予定

・令和2年 第11回 農業委員会総会

日 時 令和2年11月16日(月) 午後1時30分～

場 所 みをつくし文化センター 2階 大研修室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 20 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 2 年 10 月 15 日

会 長 松島 好則

委 員 藤村 猪三

委 員 高井 孝平